

④ 障がい者（児）に対する各種手当の所得状況届および現況調査表を提出してください

特別児童扶養手当、特別障害者手当等の障がい者（児）に対する手当を受給されている方は、所得状況届および現況調査表を提出してください。

なお、期間を過ぎて提出された場合や提出がない場合は、8月分以降の手当の支給が遅れたり、受給権が消滅する場合がありますので、ご注意ください。また、施設に入所されたり、3ヶ月を超えて入院するなど、受給資格を喪失する事由が判明した場合は、さかのぼって受給資格を喪失し、受け取られていた手当を返還していただくこととなります。

受給資格を喪失する事由が発生した場合は、速やかにお届けください。

対象 8月1日時点で、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の認定を受けている方（申請中の方も含む）

提出方法 申請書を社会福祉課または各支所福祉課へ提出してください。

提出期限 8月30日（金）

問 社会福祉課（内線155）

⑤ 全国一斉「子どもの人権110番」強化週間を実施します

法務省と全国人権擁護委員連合会は、いじめや児童虐待など、子どもをめぐるさまざまな人権問題を積極的に解決するために、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間を実施し、悩みを持ったお子さんや保護者からの相談に応じます。

秘密は守られますので、安心してご相談ください。

日時 8月29日（木）～9月4日（水）

午前8時30分～午後7時（土、日曜日は午前10時～午後5時）

電話番号 0120-007-110（全国共通フリーダイヤル）

相談員 法務局職員、人権擁護委員

問 水戸地方法務局 人権擁護課 Tel 029-227-9919

⑥ 高齢者を対象とした無料の歯科健診を実施します

高齢者の口腔機能の低下や、肺炎等の疾病を予防するために無料の歯科健康診査を実施しています。

期間 9月1日（日）～12月31日（火）

対象 後期高齢者医療被保険者で、以下の生年月日の方

(1) 昭和18年4月1日～昭和19年3月31日生まれの方

(2) 昭和13年4月1日～昭和14年3月31日生まれの方

(3) 昭和8年4月1日～昭和9年3月31日生まれの方

※8月中旬に、対象の方に歯科健康診査の案内を送付します。

受診場所 案内に同封の実施歯科医療機関一覧表をご覧ください。

健診内容 問診、口腔内の状態の検査や、口腔機能の評価など。

※受診料は無料ですが、引き続き治療を行う場合には別途料金がかかります。

実施方法 ご希望の歯科医院を予約し、被保険者証、受診券、受診票、健康手帳、歯ブラシを持って受診してください。

※受診票の問診項目は事前にご記入ください。

問 茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課 保健資格班 Tel 029-309-1212